

第32回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年4月20日（月）

会議の成立

委員総数14名 出席委員9数名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 井上、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 荒井、浦西、小野寺、田巻、橋本

配布資料について

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1、第29回会議録概要を机上に配布した。

前回（第31回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、たたき台の「第4章 議会」について話し合いを行った。議会基本条例制定に関する議論になり、市民に開かれた議会を運営するために議会の情報を公開し、共有する事を明記することとした。
- ・ここで議会の情報公開を規定する事としたので、それ以前に検討した第30条から「議会」という文言を削除することとした。
- ・第14条では、議員の責務も同様に、議会活動に関する情報を市民に説明する責任を負うことを追加した。
- ・また、提言の中で、議会基本条例を早期に制定する事を盛り込むこととした。
- ・その後、「第5章 市長等」の検討に移り、具体策にある市長や職員の条文を検討した。
- ・第15条では、市長はこの条例の理念の原則に基づき職務を遂行することを規定し、第2項で信託に基づいている課題に対し適切に対応することを書いた。
- ・職員に対しては、市民の立場に立って職務を遂行すること、能力向上に努めることなどを規定することとした。
- ・以上が前回の内容の確認。よろしいか。

条文の検討

第18条（総合計画）

〔中山座長〕

- ・前回、総合計画書を配布しているので、それを参考に議論願いたい。
- ・以前、総合計画の部分で、自治区の協議会の位置付けをどこかに書き込んだ方が良いのではという意見があったと思うが、それに関して何か意見があれば、ここで付け加える等の話をしたい。

〔笠原委員〕

- ・自治区設置の部分では、総合計画そのものには協議会は関わっていないので、地域自治の推進あたりで考慮した方が良くと思う。

〔中山座長〕

- ・総合計画に関しては、「市長が定め、市民参加の機会を充実させて、進行管理を適正に行い、必要に応じて見直すものとする」と書いてあるが、特にこのままでも良いと思うが。

〔杉本委員〕

- ・目標の数値化をある程度試みているようだが、その根拠がないように思われる。
- ・総合計画や他の計画にしても、数値目標を立てているところがある。
- ・実際、今回の総合計画を見ると、数値目標らしきものはあって、全体で2割アップしたような数値だったと思うが、もう少し数値の根拠、数値目標を実行するための方法論や財政数値といったことが記載されてない。この総合計画に政策性能や評価方法を盛り込むべきだと思うが、今の北見の計画や政策評価などこの計画が連動していないと思う。
- ・本当はここでもう少し密に計画の品質や性能の部分で勉強した方が良くと思う。そうでなければ行政評価に連動していかないと思う。

〔笠原委員〕

- ・神原氏の話でも、今回の自治基本条例、まちづくり条例の主要な1つの中に総合計画が挙げられていて、その中で全国的にも一番進んでいるのが多治見市の方策である。
- ・総合計画というのはそれだけ重たいもので、単純に市民の意見を網羅的にまとめただけでは総合計画にはならない。市長の考え方もあるだろうから、基本的には多治見市のものを準用していくべきかと思う。
- ・多治見市は7項目あり、もし北見市がこの項目を入れるとするなら、バランスの問題などもあり難しいと思う。北見市のたたき台には3項目あるが、多治見市条例の総合計画についての記述と見比べていただきたい。

〔逢坂副座長〕

- ・多治見市の条例は、以前配布した資料の127ページにある。

〔笠原委員〕

- ・地方自治法の規定で、市は総合計画が決めなければいけないとあり、2番目に、基本構想や基本計画、実行計画をすることだが、この構想自体、北見市が行っているものと方法論が違ったはず。

- ・ 3番目としては、緊急を要するもの以外はこれに基づいて行うということ、4番目は、基本計画案は市民参加により策定され、基本構想は議会の議決を得て策定する、5番目には、計画期間を定め策定して市長の任期ごとに見直しがされるということで、この部分は他の所と全く違うところ。
- ・ 6番目については、評価やその他の問題があると思うが、事業進行を管理して状況を公表する、7番目としては、政策分野における基本となる計画を策定する場合には総合計画との関係を明らかにして、策定後は総合計画との調整のもとで進行を管理するとある。
- ・ 北見市にとって最大の計画である総合計画に基づいた施策や政策を調整して行わなければならないことが明示されている。
- ・ だから、このたたき台はそういう事をピックアップしたものと思われるが、これだけ重要な位置付けということになれば、個人的には、市長の任期ごとに見直しされるべきだと思っている。そうでなければ、いわゆるマニフェストを出して選挙に起つわけで、市民の判断としては、政策により市長を選択するということ。
- ・ また、議会に対しても調整機関であるだけでなく、将来的なまちづくりの方向性等に、議会の立場も当然、変わっていくと思う。

〔中山座長〕

- ・ 多治見市と北見市では、総合計画の位置付けが少し違うという話があったが、事務局として、多治見市の書き方で北見市にはそぐわないという点はないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 位置付けが変わるものではないと思うが、基本構想は法に基づき議決を得て定めて、基本構想に基づき基本計画を定める、そして具体的な事業展開をするために実施計画を定めていくという流れは、どこの自治体も似たような形だろうと思う。
- ・ あと、基本構想について、例えば首長が代わる毎に見直していくという考え方を持っているところと、持っていないところがあるだろうと思う。
- ・ ただ、今回、北見市が作った総合計画は10年間の基本構想となっているが、そこは見直していくことも可能だという考え方になっている。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・ 今回の総合計画から、経済的な状況や社会状況が変化した場合には見直しを行うという項目を入れた。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 基本構想は10年であったとしても、基本計画は10年スパンでなく5年スパンにしており、ただ、5年スパンの中でも状況変化によっては見直しをしていく形をとっている。

〔杉本委員〕

- ・ 普通、企業で物事を解決するために目標を立てたとき、その時点での最善の方法論を考えて、必要な予算なども決めていく。そして後で、この方法論でクリアできたのかを評価する。方法論や金のことが付き纏っていなければ、後で評価のしようがないと思う。
- ・ 計画時の方法論から、5年後にどうして方法論を変えざるを得ない状況の変化なども含めて、評価しないといけない。
- ・ しかし、この総合計画には、数値目標はあるがその方法論が見えないように感じる。

- ・計画を立てるのであれば、計画の原則に従ってやるべきだと思う。ダイジェスト版であれば、抜粋した数値目標だけで良いのかもしれないが、きちんとした資料で提示するのであればそこまで必要だと思う。

〔中山座長〕

- ・今の話と重なるが、神原私案の第5項に「総合計画をはじめとする諸計画は、これらが政策評価において最も重要な政策の検証基準になることを、あらかじめ想定して策定されなければならない」とあるが、評価基準になるものとして、このようなことを書き込んだほうが良いということだと思う。

〔笠原委員〕

- ・合併協議会での合意事項が、まちづくり条例を制定することによって見直しを図られると発言している議員がいるが、今回の総合計画を見ると、新市まちづくり計画がそのまま引き継がれていると思う。
- ・このことは合併前の合併協議で出てきた問題であり、3年経った今、このまちづくり条例を作った段階で、今後の総合計画のあり方自体も、まちづくり条例を制定することで、再スタートすることが可能ではないかと思う。むしろ、その方が良いと思っている。

〔中山座長〕

- ・それは、第3項の必要なことを見直すということではないのか。

〔笠原委員〕

- ・たたき台というより、多治見市の総合計画に関する部分をほとんど準用された方が、合併前の話し合いから、次第に新しいまちの総合計画へと作り変えていく契機になるのではないかと思う。
- ・このまちづくり条例案（条項）というのは、最高条例としてそれくらいの重みを持つ、持たせなくてはいけないと考えている。

〔杉本委員〕

- ・条例に関連して自治区の話になるが、地方自治法第202条の4で定められている自治区の長は事務職でなかったか。
- ・合併特例法では区長を設置できるが、地方自治法に則っていくのであれば、補助機関に事務職の長を置くという形になる。そうすると、北見の場合、合併特例法による自治区設置条例ではなかったのではないか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・北見方式というもの。

〔杉本委員〕

- ・その方式が良く分からない。
- ・北見方式では、地方自治法から外れて区長を設置しているが、それは法的に総務省などが了解した上でやっていることだとは思う。合併当時だったことかもしれないが、自治法の精神（事務職を置く）というのは、全市の地域の公平な発展に資するためと書いてある。
- ・その地域だけの進展を促進する性格のものは置けないという精神になっているが、そこに特別職を置いた北見方式は、そのことを整理するのかという疑問を持っている。

〔逢坂副座長〕

- ・今の杉本委員の意見は、長期計画との絡みから言うとどんな事になるのか。

〔杉本委員〕

- ・長期計画からいうと、自治法に従って事務職の長を置き、副市長などの特別職は公平な目で4地区全てを見られるようにするべきだと思う。
- ・その代わり住民の意欲を汲み上げるための受け皿を作らないといけない。そうすると、まちづくり協議会の権限などの位置付けをきちんとしないといけない。今までは市長の諮問機関という位置付けだったが、もっと住民自治や地域発展に資するような裏付けをまちづくり協議会にも付けなければいけない。
- ・それから、地域経済振興策として、例えば地域産業振興条例のようなものを裏付けとして持っていなければならない。北見市の中だけで、海産物から林業まで全部網羅できるかどうかすら分からない。だから、産業振興のために4地区が自立できるような条例を提言する必要があると思う。
- ・原則、全域を見る特別職というものが必要だが、特別職が地区専属になっては困る。その代わり地域振興策は、まちづくり協議会と地域産業振興条例の2本立てで地域の発展に資するようにした方が良くと思う。

〔中山座長〕

- ・今の話は、総合計画の中でどのように盛り込めば良いのだろうか。

〔杉本委員〕

- ・総合計画の中では、それぞれの自治区の発展という考えはあるが、この計画の約束を果たしてくれるとは限らない。総合計画に関しては、数値目標や事業計画をきちんとやり、それぞれのまちづくり協議会が参加できるような、あるいは、まちづくり協議会が別な諮問機関を持つぐらいの権限を持たせて総合計画を作っていくようなものだと思う。
- ・まちづくり協議会が非常に忙しくなるだろうが、それぐらいの権限を持たせても良いと思う。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・このことは総合計画と違う話になってしまうが、ここで、合併協議の時と今の自治区と自治区長のあり方について少し話をしたい。
- ・合併協議において、旧3町から合併することで3町が吸収されてしまう、自分のまちがなくなってしまうという強い思いが表された。
- ・その結果、1つの条件として、まちを守っていく、未来を守っていくために、それなりの人をきちんと置いて頂きたい、そしてその上に立って、まちの発展に向けた施策を位置付けて欲しいという協議があった。
- ・その場合、特別職が置けないような形になっているので、北見方式という形で、条例で自治区長を特別職にして、4名それぞれ置くという形にした。このことは、合併協議会での決定であり、それに基づいて実施してきたという経過がある。
- ・そのことは、合併特例法や自治法に違う形でやらざるを得ないということで、島根県の浜田市が先にこれと同じような事をやっており、その先進事例を受けた上で、北見市としても条例を設けて対応しているということ。

- ・その後、今は自治区長がいない状況になっているが、市長がこのことに対しては、今言われたような考え方でいけないが、それぞれのまちづくり協議会と協議したが、合併協議の想いは非常に重く、そして、まだ3年経過したばかりで先が見えないとのことからも、きちんとした自治区長を置くべきということが、まちづくり協議会の意見でもある。
- ・北見の場合、副市長が自治区長を兼ねる形になっているので、副市長を減らすと自治区長が減ってしまうという相関関係になるが、そうしたこともあって、議会に提案はしたが結局否決されたという状況。
- ・今言われた、一般職でどうかという話は、合併協議の時にも出て、それでいこうという話もあったが、地域の発展を考える場合に、それなりの対応ができる権限を有する方が欲しいという形から、「北見方式」になったということ。

〔杉本委員〕

- ・本来、まちを良くするとかしないとかというのは、あくまでも政策でやるべきで、個人の力量や人的な力関係でやるべきものではない。
- ・それが北見の合併の時の考え方というのは、政策よりも自分の地域の発言権が強い人というスタンスでやっていた。本当に重要視しなければならない発言権というのは、住民の発言権である。

〔中山座長〕

- ・その話は、地域自治を検討する際に何うことにしたい。ただ、杉本委員が言いたかったことは、きちんとした評価基準を設け、それが活かされるようなことが総合計画に盛り込むべきだということだと思う。
- ・話を戻すが、笠原委員から多治見市の総合計画をそっくりそのまま利用したらどうかという意見が出たが、事務局としてはどう考えるか。

〔事務局～企画課長〕

- ・多治見市のものを北見市に置き換えた場合、多治見市の第1項は、総合計画を策定しなければならないという規定で、第2項は総合計画として、基本計画と実行計画の三層構造であることを謳っていて、北見市のたたき台では第1項がこの2つにあたる。
- ・それから第3項については、最上位計画である総合計画に位置付けていないものは行わないという規定になっているが、そこは北見市では規定していない。当然、北見市の実施計画も、総合計画から外れるような事業は採択しないが、その規定はしていない。
- ・第4項は、議会の議決を受けるということで、たたき台に書かれている。
- ・大きく違うのは、多治見市は市長の任期ごとに見直しがされるということで、北見市では規定していない。神原私案とも違うのはここだと思う。
- ・多治見市は、市長が代わるたびに議会の議決をとって総合計画を見直すとしているが、神原私案にはこの部分の規定は出てこない。
- ・神原氏の話では、総合計画の中には政策を盛り込まない方が良いということがあった。総合計画の見直しは必要だが、政策を書くものではないということなので、ここは、多治見市と神原氏の考えが違うのかと思う。
- ・神原私案は、基本計画は5年ごとに見直すという形になっていて、実施計画（実行計画）についても4年間で見直しをしていくという形の表現になっている。

- ・それから、進行管理について、多治見市では、その状況を公表しなければならないとあるが、その部分はたたき台では抜けていると思う。
- ・多治見市の第7項は、個別計画を策定する場合の規定であり、この総合計画との整合性を取ることを規定している。その文言については、たたき台では規定していない。
- ・以上が、多治見市と北見市のたたき台、神原私案とを比べた違い。

〔中山座長〕

- ・まず、多治見市の第3項「緊急を要するものは、これに基づかなければならない」という部分、これはどうするか。

〔逢坂副座長〕

- ・多治見市の第3項では、総合計画は政策を定める最上位の計画であるということを明確にして、それを基に政策を実行していくということ。ただ、計画と実行の流れの中で、計画ではない事業は緊急を要するもの以外は一切行わないという一項目が入っている。
- ・この計画に挙げていないものはやらないというルールについて、今回どうするのかということだと思う。
- ・第3項の計画に挙げていないものはやらないという部分を決めるという手法は、多治見市の場合は、1項目ごとにシートを作り、4年間、その計画のフォローアップ、予算が幾らついて、実際にどのくらいの効果があり、目標が何%達成されたのかという、プロジェクトごとの単票が何百枚もある。このように、きちんとした進行管理をやる流れの中で、計画に挙げていない事はやらない、やれない部分を作るという仕組みである。
- ・これは逆に言うと、事務局の今後の運用の中で、そこまで事務的な煩雑さ、精密さを求める中でやれるかやれないかと言う問題がある。だから、条例でやる、やらないということはあるが、事務局の体制のことも含めて、やるとすればそのくらいの進行管理をやらないと意味がない。

〔笠原委員〕

- ・結局、今回の地方分権にしても行財政改革にしても、財政を単純に見直すだけでなく、余計なものはやらないということ。そうしなければ、ストップがかけられないという日本のこれまでの流れをどこで断ち切るのかといったときに、ここと財政運営の部分でしかないと思う。
- ・このことを条項として入れておかなければ、際限なく広がっていくのではないか。
- ・最終的には、誰がそれを責任・負担するのかという部分だと思う。
- ・それから、特に7番目の計画との関係だと、委員会や審議会などが多種多様あるが、その位置関係がこれによって明確になるかと思う。そうでなければ不統一な感じがするので、総合計画との関係性は審議会等の位置関係を整理するには、これを置いたほうが有効かと思う。

〔中山座長〕

- ・第3項と7項は付け加えた方がよいという意見だが、第6項の状況を公表しなくてはいけないということは当然のこと。

〔笠原委員〕

- ・情報公開の流れからも、最上位計画なのできちんと公表することを明記した方がよい。

〔中山座長〕

- ・第5項の市長の任期ごとに見直されるというのは、あまり必要がないように思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・その前に、たたき台を提示している側からで申し訳ないが、第1項に書かれている文言でいくと、まず基本構想があって、その下に基本計画があり、そして実施計画があって動いていく。実施計画も作るが、総合計画書では基本構想と基本計画で構成をされているという形になっている。
- ・それを受けて毎年度、実施計画を作り上げていくということなので、この表現では、実施計画まで全て位置付けられていると捉えられかねないので、この部分は最終的に整理する必要があると思っている。

〔中山座長〕

- ・実施計画は、毎年策定するものということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・基本計画に基づいて作っているものだが、この冊子の中では位置付けはされていないということ。しかし、多治見市は、事業も全てこの中にはまっている形。

〔中山座長〕

- ・基本計画がある程度しっかりとしたものであれば、市長が替わってという部分は、逆に毎年実施計画を見直しているの、北見市では対応できるということか。

〔笠原委員〕

- ・ただ、市長を選ぶということにはどういう意味があるのか。市長は政策によって選ばれるという判断をしていかないと駄目だと思う。
- ・では、実施計画は誰がトップをやっても良いとなると、選挙をする意味が全く無いので、政策の考え方自体も違うと思う。

〔杉本委員〕

- ・マニフェストを実行するためには、政策を変えないといけない。

〔笠原委員〕

- ・それでなければ意味が無い。

〔杉本委員〕

- ・選ぶ意味が無いけれど、行政政策の継続性などを考えると、市長が替わるたびに政策が変わっていても混乱を来たすことになると思う。

〔笠原委員〕

- ・あくまでも見直すだけであり、全面変更という義務付けではない。市長の政策を重点化するということで、予算の配分などにおいて、今やるものを後回しにできるのかなどのような調整のこと。
- ・このことは、総合計画を無視するという話ではなく、むしろ、それをやるということは、市長に対する別な形、不信任という形にならざるを得ないと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・多治見市の条例では、「市長の任期によって」というところは、「見直し」という言葉を使っている。

〔中山座長〕

- ・ただき台の第3項の「必要に応じて見直す」ということで対応できるのではないか。
- ・先ほど事務局から、実施計画も毎年策定するという説明があった。であるならば、基本構想と基本計画がある程度しっかりとしていれば、毎年対応できると思う。
- ・さらに、市長が替わった際には、基本構想や基本計画の見直しを行えば、それなりに対応ができると考えられるので、このままでも良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・先ほどから言っているが、総合計画の期間途中で選挙で政策を掲げて市長が替わって見直しをするときに、前の計画があったという既成事実があった場合、この1項目を入れるか入れないかによって重みが変わってくると思う。
- ・また、選挙民がどういう判断で選択をしたのかという意味も反映されない事になる。
- ・総合計画を必要に応じて見直すのは市長であり、市長が替わった時も必要に応じてだと拡大解釈できると思うが、むしろ、市長に責任があるということを明確にするものだと思う。
- ・そのまま総合計画をやらないで、市長になりたいからなるということでは、全然選挙の意味が無いと思う。

〔高橋委員〕

- ・この前、市長が替わったばかりだが、昔の総合計画に基づいて進めていた計画は、市長が替わった事でどうなったのか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・総合計画は、自治法の第2条第4項に規定されているように、きちんと市の発展系を目指すために定めなければならないとなっているので、基本的な事を計画の中に位置付けて、そしてこの事は行政の継続という考え方がある。だから、首長が替わろうとも基本的な部分は総合計画の中で対応して行きますという考え方になる。
- ・ただ、政策をこの中に盛り込んで行く形によって、その部分の見直しは図っていかなくてはいけないという話になるので、多治見市の例は、首長が替わるたびに、そういう部分が入ってくるのだと想像される。だからこそ、そこで変えなくてはいけないという話になると思う。
- ・北見市の場合は、あくまでも基本的な部分を総合計画内に持ち込み、それは計画等で対応していくということ。
- ・その他に、実施計画の3年ローリングでいく中には、柱や施策の中から事業に展開した場合に市長の公約とぶつかるものもあるが、毎年見直しながら、対応していく。

〔中山座長〕

- ・市長が替わっても対応できる体制にあるということか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・北見市の場合は、実施計画の中で対応できる。

〔逢坂副座長〕

- ・北見の場合、市政の基本的な構想である10年計画と5年単位の基本計画、ここまでを総合計画と解釈して良いのか。どうなのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・今の総合計画、今言われたように基本構想と基本計画という二層構造になっている。

〔逢坂副座長〕

- ・これには、実施計画は入っていないということか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・あくまでも冊子では、基本構想と前期計画までで構成している。

〔事務局～企画課長〕

- ・個別の事業については触れられていない、この計画書には入っていないということ。

〔逢坂副座長〕

- ・ということは、実施計画はこの中に含まれていないという解釈で良いのか。
- ・毎年行われる・・・その辺りが混乱していて、どこまでが長期計画でどこまでが実施計画なのかが分かり難い。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・総合計画というのは三層構造になっていて、冊子としてきちんとお渡しできるのは、基本構想と前期計画である。これは議決を得た上で作り上げているのである程度固まっているが、事業においては毎年ローリングしており、その年その年で新しい事業が加わり、また終わる事業もあって、この中では表現ができないので、これについては別冊子でお渡しするという形になる。

〔逢坂副座長〕

- ・別冊子の実施計画は、総合計画と整合性はあるが、市長が替わった時には、替わったなりの変化を盛り込んで作るということか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・政策という考え方と事業という見方によって、位置付け方が違ってくると思う。
- ・政策というのがある程度大きな柱だと考えれば、事業はその中の一つひとつを構成するパーツである。パーツは、色々な形でされると考えた場合、実施計画の中でそれを表現していこうという形になる。

〔逢坂副座長〕

- ・そうすると、多治見市の場合の「市長の任期ごとに総合計画は計画期間を定めて作成をし、市長の任期ごとに見直される」とあるが、この場合の任期ごとに見直すという中味はどういうことなのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・実際に、多治見市は総合計画を見直している。

〔逢坂副座長〕

- ・総合計画自体を見直すということか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・再策定するのではなく、現行計画を見直すということ。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・多治見市の条例の解説文(資料127ページ)があるが、ここを読むと、多治見市の場合、政策というものは全て総合計画に盛り込んでしまおうという考え方である。

〔逢坂副座長〕

- ・ということは、政策は全てが入っているのだろうか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・北見市の場合は、6本の柱という考え方を掲げている。一つひとつの事業についてではなく、大雑把な考え方の中でやっていくということ。
- ・例えば、「子育て支援を充実します」という場合、パーツとしては「保育料を無料にする」「就学補助金を出す」「教材費を補助する」などの形が政策(公約)として出てきている。
- ・だから、「子育て支援をします」という大きな柱がこの中に載っているが、具体的にどのようにやるのかという事は書かれていない。それは、実施計画の中で、事業を展開していくということ。

〔高橋委員〕

- ・裏付けのない数値目標が書かれているが、この数値目標は誰が決めたのか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・今回の場合、総合計画審議会の40名の委員が、それぞれ市の担当部にヒアリングをして現況の数字を確保した上で、5年後にどういう姿を望めばいいのかということ話し合いながら決めていった。

〔高橋委員〕

- ・では、市長が決めたのではないということか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・最終的には市長が策定したことになるが、具体的には、審議会委員と各担当部が5年後の姿を見据えながら、目標数値をどこに置くかという非常に厳しいやり取りをしている。

〔高橋委員〕

- ・数値結果は、市長に責任があるということか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・当然、そういうことになる。

〔高橋委員〕

- ・ということは、政策に近い。委員と約束しているのでマニフェストにも近い。

〔笠原委員・逢坂副座長〕

- ・マニフェストとは違うと思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・少なくとも今、現行北見市がやっている総合計画というものと、多治見市が想定している総合計画とは、根本的に発想が違う。
- ・北見市がやっているのは、地方自治法が定める10年間の総合計画を立てなくてはならないということ。
- ・4年の市長任期を想定せずに10年間の総合計画を立てなさいという法令の規定は、市長によって変わるものではないということで、総合計画は市長の施策を一定程度評価する指針となるもの。したがって、基本構想は、今後10年間のまちづくりの目標になる。
- ・そして、主要施策を柱にした市長の公約なりマニフェストなりに掲げたものを、今後10年間として評価するために評価基準という位置付けで、策定をせざるを得なくなる。

- ・あくまでも、10年間拘束される計画を、議決を受けて作りなさいというのが法律の前提なので、そういう総合計画を作るとすれば、市長の任期とは別に4年毎に市長が替わることを前提とした総合計画にしなければいけないので、必然的に文言や具体的な施策をマニフェストに盛り込めるような具体性を欠くもの、あるいは、それをいえない範囲での指針作りの計画作りしかできないというのが今の中味である。
- ・市長が4年ごとに替わり、その市長の施策を評価するための10年間の基準作りという性格にならざるを得ないので、今のような具体的な内容は施策には盛り込めない形にならざるを得ない策定になっている。

〔笠原委員〕

- ・議会の中でも政策論争をしてもらわないと、今後のまちづくりの方向性が見えなくなる恐れがある。政策として論争するためには、市長が任期ごとに見直さなければならない。
- ・ただ、実際に政策費といっても、フリーに使える比率（経常収支）というのは、例えば北見市の800億円の予算の中で、経常経費としてどうしても使わざるを得ない部分と、市長が替わったからといってフリーハンドで使える比率は、ほとんど無いに等しい。
- ・ここでいう政策というのは、本当に少し色を付けるレベルでしかないが、市長も議員にも、まちをどういう形にしていきたいのかということが基本的には政策だと思う。
- ・やはり、経常経費の中味を含めて、そういう論争をしてもらうためにも、こういう条項を入れておいた方が良くと思う。

〔中山座長〕

- ・実施計画は毎年策定するということが、その中でその政策を打ち出していくことは出来ると思う。そのことを書き込むということなのだろうか。
- ・基本方針や基本計画を市長が替わることに見直すというのは、そもそも総合計画には実施計画は入っていないということか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・総合計画のあり方としては10年間と定められており、条例ではどうしようもないことからスタートしてもらう形になる。
- ・総合計画を三層構造にしている。今10年間で定められた場合には、どうしても首長の交代ということを前提にすれば、指針作りの規定の計画にならざるを得ないということも理解できる。
- ・市長のマニフェストは盛り込めないのかとなると、政策論争として選挙でやってください、ただ、その政策の実施については、今は実施計画の中で毎年位置付けをして整理をしている形を採っている。ということは、10年間の総合計画に位置付けられているものという整理をしていることになる。
- ・だから、それをはみ出さないような形での指針作りしかできないという総合計画の性格があるというのが現実。
- ・その発想を根本的に変えて、総合計画は見直しができるので多治見市のように市長が替わるたびに見直すという条項を入れることは、今の法律の中で出来る範囲である。そのことは事務局が提案している内容でも解釈できると思うが、その事を明確にしたいかどうかの議論をしていただければと思う。

〔中山座長〕

- ・第3項の「必要に応じて」の前に、「市長の任期ごとに」という表現を加えるかどうかということ。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・市長の任期ごとに見直すことを入れられるのかというと、法律違反にはならない。

〔井上委員〕

- ・逆に、その言葉を入れると、市長が同じであっても進行管理が適正に行っていないときには見直さないのかというようにも読み取れてしまう。
- ・これはあくまでも総合計画の進行管理が適正かどうかで見直しましょうという主旨なのではないか。

〔中山座長〕

- ・そこを、例えば「市長が替わったときなど」と強調してはどうか。

〔井上委員〕

- ・「など」と入れたら非常に曖昧になる。こういう基準の時にはあまり「など」を使わない方が良いと思う。
- ・市長が同じであっても、総合計画の進行管理がまずくて見直さなければならないときが出てくる可能性がある。そうなると、市長が替わろうが替わるまいが、この総合計画の進行に当たっては、必要に応じて見直すという位の広さを持っていた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・主語がないのが問題なのか。市長が必要だと判断したときにやるのか、それとも市民がやるのか、議会がやるのか。

〔井上委員〕

- ・主語は「市長等」になる。

〔高橋委員〕

- ・必要に応じたと思ったのは、市長だけなのか。

〔杉本委員〕

- ・これは市長側の事務である。

〔逢坂副座長〕

- ・市政だから市長の仕事ということか。

〔杉本委員〕

- ・議会の方は議員提案でやれば良い。

〔逢坂副座長〕

- ・ただ、市長の仕事は、議会の承認を得ないと正式なものにならないということだと思う。
- ・見直しを入れるのか入れないのかということだが、基本的には次長が言ったとおり、長期計画の性格、10年間は基本的には変わらない行政の継続性ということで位置付けするものなのか、あるいは市長が替わることによって長期計画そのものを骨格も含めて変えるという意味合いの総合計画なのか、その辺の位置付けでこの辺の要素が決まってくるのではないか。
- ・今の事務局の話を知っていると、10年間基本的には変わらないものだとも認識した。

- ・ただ、大目標の中で単年度の事業計画についてはどんどん現状に見合ったもので見直しをしていき、計画を作って実行するというので、基本的には長期計画はあまりぶれないものでやっていくと解釈した。そういうことだろう。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・10年間の総合計画を作るという主旨は、非常にいろいろな解釈があると思う。
- ・今ははっきりしなくてはいけないのは、10年間の総合計画を作らなければいけない、その見出しはできるという中で、それは市長が替わるごとにダイナミックに見直すのか、そのことを前提とした条例を作るのか、それともダイナミックに見直すのか見直さないのかは首長次第という程度の条文にするのか、といった考え方はあるだろうということ。

〔笠原委員〕

- ・今、まちづくり協議会で実施計画の事業選択をしているが、それは新市まちづくり計画に載せられた事業を選択しているということ。だから、今回の総合計画に基づく実施計画というのは、今後、平成22年度くらいから出てくると考えて良いのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・平成21年度からである。総合計画が出て初めての実施計画が第1次計画となる。

〔笠原委員〕

- ・だから、たまたま合併3年後に総合計画ができて、これからまちづくり協議会では、実施計画の選択を任せられるという話になる、現実には。
- ・ただ、本当に市長が替わって、これで良いのかどうかということと、実際に基本構想や基本計画を見ただけでは、実施計画というのは中々見えてこない。だから、実際に事業選択のときには、これは新市まちづくり計画に載せられているので削り、これを入れるという話には中々できない。
- ・どうしても住民主導というよりは、既に出てきたものを追認する形が多いので、それなら必ず変更するかしないかは別問題なので、市長の任期ごとに見直しをかけていくということを義務付けても良いのではないかと考える。
- ・それと、行政の継続性という場合でも、経常経費はほとんど80～90に近いのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・指数の話をする、経常収支比率というのがあって、これは自由に使える金ということで、経常一般財源と言われるものがどの程度、基準財政規模の割合を占めているかということ。
- ・北見市の予算は800億円ほどあるが、自由に使える金は300億円前後で、この金額は毎年変わる。そのうちの約93%が経常経費に充てられている。したがって7%程度が経常一般財源以外の金ということになる。
- ・ただ、その他に特定財源等があって、国の補助金や起債で事業は継続していけるが、そうすると起債の償還があって、93%が94%ぐらいに跳ね上がるような構造になっている。

〔中山座長〕

- ・市長の任期ごとに見直す規定を入れるか入れないかについて、他に意見は。

〔杉本委員〕

- ・任期以外にも、総合計画の内容や進行管理と入れれば筋があうのではないかと思う。

- ・先ほど井上委員が指摘したことに関しては、方針や内容を入れるとより変えやすいし、マニフェストに関しても実現しやすいと思う。
- ・任期については、任期を入れなければ選挙の価値がないと思う。民間企業の場合、大失敗した社長は首を切られるが、経理内容とか取引先などがガラリと変わるわけではなく、全体が大きく変わることはないと思う。
- ・だから、行政の継続性ということでは、まるっきり刷新されるものではないと思う。

〔高橋委員〕

- ・皆と違う点で、第3項が市長等になっていて、市長以外の委員会等の人が必要に応じて見直すというのは変だと思う。
- ・これは市長の権限だと思うが、なぜ「等」が含まれているのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・市長等というのは市長の他に教育委員会や農業委員会などを含めるが、当然、進行管理にはそれぞれやることになる。そして最終的に見直していく部分は市長になる。

〔高橋委員〕

- ・内容としては「等」が入るとまずいのではないか。

〔杉本委員〕

- ・「等」が入らなければまずい。
- ・教育委員会や農業委員会、他の執行機関や委員会があるので、それをひとまとめにする市長の管理下のようなものである。総合計画の内容を載せているのだから、見直さないといけない。

〔高橋委員〕

- ・それぞれがそれぞれで見直せという方が良いか。

〔杉本委員〕

- ・独立してしまっているから。

〔事務局～企画課長〕

- ・見直す機会というのは、先ほど言った市長が替わることによるものもあるかもしれないが、社会経済情勢が変わる事による場合も考えられるので、それはそれぞれの行政機関（教育委員会や農業委員会など）においても出てくると思う。

〔杉本委員〕

- ・たくさん見直しをすることは良いことだと思う。

〔中山座長〕

- ・主語の市長等はこれで良さそうである。
- ・では、任期毎に見直すということについてはいかがか。

〔高橋委員〕

- ・「必要に応じて」に含まれるのではないかと思う。市長が自分で決められる範囲、選挙で替わって自分が新しい市長になったら「総合計画を見直すぞ」と言えるのでは。それとも、この条文内容で市長が言えるのは進行管理だけなのか。

〔逢坂副座長〕

- ・そんなことはない。見直しも可能である。

〔事務局～企画課長〕

- ・この第3項を進行管理をきちんとしようという項と、例えば社会経済情勢など必要の都度見直しができるという項とに分けることは、条文的には可能だと思う。

〔笠原委員〕

- ・条例を決めるときに、このようにお互いに説明や解釈を聞きながらであれば理解できるが、ぱっと読んだときに、拡大解釈がどこまでされているのか、深みがあるのかという話でやっていくと、ここの中だけで終わってしまうと思う。条例としては、できるだけ親切に具体的に書いた方が、一般市民が読んでも誤解もなく、それぞれの解釈によって変わることもないと思う。

〔水口委員〕

- ・色々な論議があるが、見直しの項はきちんと入れるべきだと思う。
- ・丸亀市の条例を見ると、「市長は、総合計画は、社会の変化に対応できるように常に検討を加え見直しを図らなければならない」とあり、個人的にはこの程度で良いと思う。これ以上書きこむと色々問題も出てくると思う。
- ・必要な社会変化に応じて、見直しができますという言葉の方が、一般市民が読んでも分かるように感じている。

〔三原委員〕

- ・選挙によって市長は選ばれるので、市長の任期ごとという文言を残した方が良いと思う。

〔合田委員〕

- ・水口委員から紹介された丸亀市の条文は、すごく分かりやすい言葉だと思う。

〔中山座長〕

- ・二通りの意見が出ている。一方は市長の任期ごとに見直さなければならないということで、もうひとつはこのままだでも良いのではという意見。
- ・水口委員からは、社会情勢に応じて対応していくという文章を入れたらどうかという意見も出たが、この条文に関しては、各条項の中でペンディングしている所が幾つかあるので、この二つの意見は、また後で見直しをかけてどちらかにしたいと思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・検討してもらいたいのは、総合計画を見直すのも見直さないのも市長の裁量に委ねるのか、市長は社会情勢に応じては見直さなければいけないということかである。
- ・市長の部分につける一定の制約をどの程度にするのかという議論になってくる。
- ・当然市長はマニフェストを掲げて当選するので、根本的に総合計画と違うマニフェストになると計画を見直すことができるという程度にしておいた方が良いのかという選択だと思う。その辺も含めた中で、どこまで盛り込むかという文言の選択をしてもらえれば。

〔笠原委員〕

- ・基本的には、進行管理や公表の部分と見直しの部分は分けた方が良いと思う。
- ・多治見市の第3号の「緊急を要するもの」というストッパーを付けるのかということ。
- ・進行管理を適正に行うということは合意だと思うが、あとは公表するという一項目を起すのか、見直す場合は必要に応じてなのか、状況に応じてなのか、市長任期によるのかという選択肢の話になると思う。

〔中山座長〕

- ・そう考えると、水口委員から提案された「政策を着実に実現するために常に見直しを」というのは、市長が替わればもちろん見直すということだと思う。そのように解釈できるならば、この文章でも良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・市長が替わると総合計画自体が変わるべきか否かという問題では。
- ・市長が替わるたびに総合計画が常に変わっていくのはたまらないという事務局側の気持ちも分かるし、市長が替わったならば計画も根本的に変えなければ何も変わらないという気もする。この部分が問題だと思う。

〔中山座長〕

- ・丸亀市の条文のような感じが良い気がする。
- ・前市長から新市長になった時に、政策が変わるのであれば変える、そうでなければそのままでも構わないということ。市長の任期ごとになると必ず見直しをするというように受け取れる。見直しをせずに、そのままでも良いということであれば、それはそれでも良いのかもしれないが。

〔笠原委員〕

- ・丸亀市の条例の解説部分に「総合計画の位置付けによって自治体の政策主体性をより鮮明にする」とあるが、見直しの時期をどうするのかは別にしても、政策主体を明確にしてもらわないと困るところはある。

〔中山座長〕

- ・そうすると、「市長等は」ということでは駄目なのか。

〔笠原委員〕

- ・だから、政策主体の場合、誰が最終的な責任を取るのかというと、当然市長になる。
- ・市長が担がれてやっているとはならないと思うが、もう少し主体的に市政運営をしてもらいたいという面からも、任期があった方が良いと思う。
- ・今までのものを継続するならそれでも構わないが「私が」という責任感が必要で、議会とも政策協議の論争をしてもらいたい。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・第3項で、総合計画の進行管理を適正に行うことと、見直すことを分けてはどうかという話があったが、条文の「総合計画の進行管理を適正に行う」ことは、その政策を評価することや、実施しているものの途中経過がどうであるか、それが市長の政策に適しているかどうかを確認することも、進行管理の中に含まれると思う。
- ・それを継続していくことを含めていけば、進行管理を適正に行い、その結果、必要があれば見直しをしていくとなれば、この一文でクリアできるのではないかと思うが。

〔笠原委員〕

- ・第20条に行政評価の条文があるが、この評価の基準として進行管理あるいはマニフェストとの関連性というのはここで謳わなければならない。
- ・事務事業の成果や達成度を出さなくてはならず、さらに、それを適切に反映させなくてはいけない。

- ・第20条の条文だけでは足りない気がするが、いずれにしても、ある程度基準を明確にしておもらうことが絶対に必要になると思う。

〔中山座長〕

- ・笠原委員は「市長の任期ごと」という文言は外せないとの意見だが、他の委員はどうだろうか。個人的には、分割的に考えても良いのではないかと考えているが。

〔杉本委員〕

- ・どうしても「任期ごと」と「必要に応じて」という二種類の状況はある。

〔井上委員〕

- ・「必要に応じて」の中に「任期が変わったとき」という意味も含めないと、あえて「任期ごと」を含めると、任期ごとだけで良いのかという風にも受け取れる。

〔杉本委員〕

- ・必要がある事柄を別立てで書くというのはどうか。経済事情の変化であるとか任期であるとか。

〔井上委員〕

- ・この条例では、そこまでガチガチにしなくても良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・例えば、社会的な状況変化というのは誰が判断するのかという主体の問題も出てくる。認識の違いが評価や事業計画の基準にも成り得る。

〔高橋委員〕

- ・議会も市民も見直せということは言える。

〔中山座長〕

- ・丸亀市の条例では「市長等は、政策を着実に実現するために常に見直しを」と記載されている（実際には、「組織」の条項での記述）が、これは別の公約の人が市長に当選すれば、当然それを実現するために見直しをしなさいということだと思う。だから、この書き方でも良いのではないかと思う。
- ・逆に言うと、そこがポイントだと思う。公約が認められて市長になっているので、大切なのは政策を実現してくれるという部分だと思う。市長が替わったから見直しをするというのはポイントではないと思う。

〔井上委員〕

- ・実現というあたりは進行ということも含まれると言っていなかったか。進んで実現しているということも含んでの管理という意味で理解して良いか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・そういうこと。達成するためということも含めて。

〔中山座長〕

- ・意見が一致せず、協議を続けても話が平行線なので、あらためて協議したいと思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・多治見市の総合計画の作り方がどのようなものか、事務局側も詳しく確認していない。
- ・もしかすると、北見市でいう基本構想や基本計画とは別に、個別具体の事業を明記して、市長が替わるたびに見直し作業をするという計画ではないかと思う。

- ・そうしたことから、多治見市の総合計画を確認して、その内容を資料として次回会議に提示するので、この条項については、次回までペンディングにしてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・では、ここまでに確認できた内容をまとめる。
- ・事務局から、北見市の現行の総合計画の中では基本構想と基本計画を位置付けているが実施計画は位置付けていないので、その書き方を少し変えたいとの申し出があったこと。
- ・第3項の「市長等は、総合計画の進行管理を適正に行い」の後に「その状況を公表しなければならない」という文言を加えてはどうかということだったと思う。
- ・もう1点は、評価をした方が良いということだったが、入れるとすると「総合計画は政策評価において最も重要な政策の検証基準になる事を、あらかじめ想定して策定されなければならない」という神原私案からの引用になるが、これはこれでよろしいか。
- ・そして、見直しの件については、事務局が多治見市の実施計画等の確認をした上で、あらためて話し合うことにする。

〔笠原委員〕

- ・多治見市条例の7番目にある「総合計画と他の分野の計画の関係を明らかにする」という項目も入れた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・これに関しても付け加えた方が良いのではという意見。とりあえず加えておいて、後で見直しをするときに再度検討する。

〔高橋委員〕

- ・多治見市は、総合計画に載っていない事業は実施できないということが基本になっているが、北見もその路線でいくのかどうかという合意は取れたのか。

〔笠原委員〕

- ・それは合意をするもしないも、総合計画の性格からいって基本である。そこは、解釈によって違うとか多数決で決めるなどということになると、この計画自体が成立しないことになる。

〔中山座長〕

- ・それは、多治見市の総合計画の決定の仕方によると思う。北見市とはかなり違っている、三層構造と二層構造というそもそもの違いもある。

〔笠原委員〕

- ・構造は違うが、これは政策の最上位計画ということを示しなくても、自治法に基づく計画なので最上位であることは間違いない。だから、ここに書いていない事をやってしまうと総合計画の意味がなくなってしまうと思う。
- ・まさか、そのようなことはないと思うが、事務局に確認をしてもらいたい。

〔逢坂副座長〕

- ・その辺が一番大事なところだと思う。確かに、当たり前のことだから書かないという議論もあるが、実態はそう単純なものではない気がする。

〔笠原委員〕

- ・実態は別にしても・・・

〔逢坂副座長〕

- ・実態は別にしても、長期計画の位置付けや性格をきちんと定義付け的なものに共通な認識になっていないように感じる。
- ・「ただ作ればいい」という考えではないか。

〔笠原委員〕

- ・だから、多治見市条例の3番目がそういうことを明示している、今の疑問に対して。

〔中山座長〕

- ・実施計画が総合計画に含まれていない場合、「緊急を要するもののほか」とは、具体的にはどういうことを指しているのだろうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・おそらく、個別事業になってくると思う。例えば、ここ最近において体育館を建てる計画がなかったのに急に建てるというようなことは、財政の根幹を揺るがすことだから駄目だということだと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・今のことに関連するが、結局、選挙が近くなると政策的な計画を出して、選挙を有利にするという政治家独特のスタイルがある。今回の定額給付金にしても、結局は2万円をバラ撒いて、少しでも有利にしようというところがある。
- ・市長選の直前に、有利な政策を展開するということも考えられる。だから、その辺のところは、ここである程度きちんとしておく必要があるという気がする。

〔中山座長〕

- ・再確認だが、基本構想や基本計画の中だけで、何か作るというようなことを謳うのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・謳わない。それは、毎年度の実施計画の中で必ず位置付けなければ実施できない、予算に反映できないという形を取っている。

〔中山座長〕

- ・そうなると「緊急を要するもののほか」にあてはまるものはないのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・実施計画にはあるが、長期計画にはない。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・今の話では誤解があるかもしれない。今の北見市の事業実施の仕方は、緊急を要するものには実施計画に位置付けずに実施したものもある。
- ・それは、あくまでも臨時的事業ということで、実施計画に載っていないが緊急に実施する必要があるもので、予算審議をして議会の議決を受けて実施するという考え方。
- ・これは、10年間なんて想定できようもないので、毎年度、議会の予算審議を通じて決定をいただき、事業化を図るという考え方である。もっと極端に言うと1年間でも想定できないかもしれない。したがって、各補正予算でこのことを議会に提案して、実施する場合もある。
- ・さらには、定例会ではなく臨時会を開いて決定、実施する場合もある。それは、緊急かつ早期に実施しなければならないものであっても、議会で議決することは外せない。

- ・多治見市においても、基本的にはそういうように計画的にやるものと、そうでないものをやりなさいということ。しかし、ここで謳っているように、全て緊急を要するもの以外はこれでやりなさいということになり、緊急を要するものの範囲がかなり広い形になるものと想定される。

〔水口委員〕

- ・北見の場合、浄水場の溜池がそうだと思う。どこにも無かったものが、断水事故が起きたから急にやったということは、政策を見直したということになる。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・その時に総合計画を見直して、それを議会に諮るという話にはならない。

〔中山座長〕

- ・やはり、多治見市と北見市の総合計画の構成自体に違いがあると思うので、解釈の仕方
で条例の決定の仕方にも関わってくるので、次回、事務局からの説明を受けてから再度
協議したい。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ここは、総合計画として最低限のスタートラインを規定してもらおうと、市長の権限をあまり制約しない形になると思う。逆に、ここは市長の権限を制約したいのだということになれば、話は違ってくると思う。

〔中山座長〕

- ・最上位で、緊急を要するものということについても、再度、事務局からの資料に基づいて話をしていきたい。
- ・もう一度確認するが、北見市の場合は総合計画の中に実施計画は入っていないので、少し書き方を変えることが1点。
- ・第3項「市長等は総合計画の進行管理を適正に行い」の後には「その状況を公表しなければなりません」とし、「必要に応じて」の部分は、次回再協議することになった。
- ・「緊急を要するもの」という文章の項も次回話し合う。
- ・それ以外に決定したことは、総合計画とその他の計画等との整合性に関して、多治見市では第7項に書かれているが、ここでは神原私案の第16条第5項の条文「総合計画をはじめとする諸計画は、政策評価において最も重要な政策の検証基準になることを、あらかじめ想定して策定されなければならない」をベースにして書き込んでいく。条文は後で整理する。

第19条（財政運営）

〔中山座長〕

- ・次に、第19条にはいるが、これは自治区との絡みもあり、既にいくつかの意見が出ているので、その辺も含めて検討してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・財政運営についても総合計画がメインであるということが書かれているので良いと思うが、第2項では、財産管理を適正にということだけではなく、財政運営の透明性ということが確保されなければいけないと思う。

〔中山座長〕

- ・市がある目標を掲げているのであれば、その目標に対してどういう状態であり、財政情報がどういうものであるのかということを作成して公開しなければならないという項目があった方が良いという意見。
- ・情報公開にも入っていないので、1項目加えた方が良いかと思う。書き方はどうするか。

〔笠原委員〕

- ・一般的には、財政運営の透明性を確保するという観点から、市民が分かりやすい財政に関する資料を作成し公表しなければならないという中身だと思う。

〔中山座長〕

- ・最終目標は「健全な財政運営」になる。健全な財政運営という言葉が第1項と重複する。

〔笠原委員〕

- ・財政運営の透明性を確保する、健全な財政運営という言葉は第1項で触れているので、その財政運営の中味が分かりやすく見えるようにということで、財政に関する資料を作成及び公表をしなければなりませんということ。

〔中山座長〕

- ・確認する。第1項と第2項の間に付け加えるものとして「財政運営の透明性を確保する観点（視点）から、市民に分かりやすい資料の作成、公表を行うものとする」という項目を付け加えるということで良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・今の財政運営の透明性という中に、財政状況の透明性をはっきりとさせることと、予算決算のことも含めて財政運営の透明化といった内容も含めたものを市民に分かりやすく公表するというのではないのか。予算決算は要らないのか。ただ、財産の状況だけの透明性をはっきりとすることなのか。

〔笠原委員〕

- ・財産ではなくて、財政運営の透明性である。

〔逢坂副座長〕

- ・財政運営の透明性ということは、予算決算も含めた考え方で良いか。その辺のことを逐条解説に書く必要があるのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・通常は、予算決算ベースでの公表ということになる。

〔逢坂副座長〕

- ・それを含めた考え方で良いのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・それが主である。

〔高橋委員〕

- ・今のままの形だと、一般企業の財務諸表と組織が違って分かりにくいと思う。

〔中山座長〕

- ・条文の中に「市民に分かりやすい資料を作成する」という言葉が入っているので、それに対応できると思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・公表に関しては、法で定められたものや、条例で定めなさいというものもある。それについては様式が決まっているので、その通りやらせてもらう。
- ・ただ、ここで規定するのは、それだけで事足りたということではなく、さらに市民に分かりやすく公表をしなさいという義務を規定すべきという意味で良いか。

〔中山座長〕

- ・そういうこと。
- ・財政運営の項目については以上で良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・先の財政運営のところ、長期計画との関連や行政評価との関連などの項目で議論が出たが、その辺の議論はしなくても良いのか。

〔杉本委員〕

- ・一連となり過ぎていて、分担するのが難しいと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・あるいは、行政評価のところ、やるべきなのか、長期計画に戻ったときに議論すべきなのか。

〔杉本委員〕

- ・総合計画自体が必要な時に見直しできるというのであれば、全部が連動しているので、どうしたら良いものか迷っている。今は分からない。

〔中山座長〕

- ・その事も含めて次回に話し合いたい。

第20条（行政評価）

〔中山座長〕

- ・次に、第20条第1項、第2項について、意見等はないか。

〔逢坂副座長〕

- ・多治見市の行政評価の項目では、プラン・ドゥ・チェック・アクションという具体的な流れを、条例には入れていないが解説でその辺の所をきちんと入れている資料がある。
- ・ここでは、行政評価ではなくて政策評価という項目になっている。解説に入っている。
- ・北見市のたたき台では、実施する事務事業の達成度の評価を行うということで、簡単に書いてあるが、多治見市の場合はもう少し具体的な項目の内容になっている。

〔杉本委員〕

- ・北見市が実施している行政評価のシートは、何かのシステムが入っているのか。

〔企画財政部次長〕

- ・独自の評価システムを構築して実施している。事務経費を含めた全ての事務事業について評価する形をとっている。そこでは、かなり細かい点まで評価している。

〔杉本委員〕

- ・いずれにしても、PDCAサイクルは民間企業も用いていることなので、民間と同じ手法を使うことは、透明性という面では良いことだと思う。

- ・今の行政評価シートも多少近付いているが、少し弱い部分もあるのかなと思っていた。
- ・P D C AはI S Oを取り入れたスタイルで、I S Oを取り入れている行政は結構あるが、そこはI S O認証のサービス業として、外部の企業からも同じ手法を使っているので、行政評価や内容や事業進行状況が分かるようになっている。
- ・一般に、P D C Aをそのまま用いると、目標を低く設定しがちになることも結構あるので純粋に100%ではないが、とりあえずはそれで良いのかもしれない。
- ・P D C Aが最高のチェックシステムではないので、これに拘ることもなく、将来的に最良のチェック手法など変わっていくかもしれないので、そういう幅を持たせた方が良い。

〔水口委員〕

- ・以前から言っているが、北見市の場合、評価だけで終わって効果はどうなったのかということが見えないということが気になる。
- ・平塚市の条例には「市の執行機関が数値を用いる客観的な行政評価を実施する」とあるが、一番気になるのは、行政は評価だけで終わっていること。その部分をここで踏み込んで良いのかどうかは分からないが。

〔杉本委員〕

- ・踏み込むべきだと思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・充分か不十分かという議論にもなるかもしれないが、今、行政として行っている行政評価というものは、基本的には担当課評価という手法を採用している。
- ・その時の評価方法としては、基本的には継続実施するのか、終期を設定して実施するのか、見直して実施するのか、止めてしまうのか、廃止するのかという最終的な結論を導きなさいという評価シートになっている。
- ・そこで評価が出たとき、例えば、見直しをして実施するという評価であれば、どういう見直しをして、どういう実施をしたいのかを公表するところまでやっている。
- ・それが、中間事業評価という格好で、こういう評価をして、パブリックコメントにかけて、最終的にはこういう形になったということまでまとめて公表しているが、かなり厚い冊子になるので細かい所までは見られないという市民もいる。
- ・その結果、廃止に至ったものは少ない。それが充分かどうかは別にして、廃止になったものは5事業、60%程度は見直した上で実施するという評価になっている。
- ・その結果も一応公表をしているが、そのことが充分かどうかは意見を聴きながら整理していく。公表の仕方も1,300枚以上の事業を1項目ずつ説明されても目を通すことはできないというご意見もいただいているが、最終的には、評価した結果は1項目ずつ公表しなければいけないので、そういう手法をとっており、ホームページにも掲載している。

〔中山座長〕

- ・数値目標を入れるのかどうかということについては。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・数値目標は掲げている。事務費のように成果目標がないものもあるが、基本的には全ての事務事業に成果指標を設定して、それに近づいたかどうかということを経営に評価することになっている。

〔中山座長〕

- ・ということは、ここに「数値を用いるなど」ということを入れても構わないのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・今の事務事業評価には条例の根拠がなく、実施するという前市長の方針だけでやっている。施策の一部としてやっているだけである。

〔杉本委員〕

- ・今の北見のシートを見ると理解するまで5分位かかる。やり方も評価の仕方も民間のものは2分程度で理解できる。行けなの、戻れなのか、大体そういう判断がつく。
- ・北見市のシートは文章表現が多くて、これはどういうことなのかとページごとに悩んでしまう。そこは民間手法とは全く違う状態ではある。

〔中山座長〕

- ・財政運営の条と似た形になるが、今の意見を取り入れて第1項を「市長等は、数値を用いるなど、実施する事務事業の成果、達成の評価を行い、その結果を分かりやすく公表をするものとする」に変えてはどうか。

〔杉本委員〕

- ・分かりやすく公表するのではなく、分かりやすい評価の仕方をしないといけない。公表以前に、評価システムを考えなくてはいけない。

〔笠原委員〕

- ・先ほど、総合計画の中に「評価の基準になる」ということを入れることが合意された。
- ・財政運営の条に総合計画が出ているが、行政評価においても当然、総合計画に基づいた事務事業が行われるという解釈でいかないと、総合計画のところで挿入した部分との整合性が図りにくいと思う。
- ・そうした場合、形はともかく公表してもらえれば良いと思う。
- ・事務局に訊くが、いわゆる行政評価委員会は設置条例などに基づく審議会なのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・それは要綱でやっている委員会である。今の行政評価は施策でやっているのだから、施策に基づく要綱を策定して、実施機関の各担当による評価と外部評価の2本立てで行政評価を行うというシステムになっている。

〔笠原委員〕

- ・現在のものはそういう性格だが、さらに外部評価のあり方までここで触れるのかということだと思う。他の条例ではあまり見たことはないが、折角ある行政評価委員会であれば、もう少し格上げした方が良いのかと思う。

〔高橋委員〕

- ・苫小牧の条例には外部評価が入っている。

〔逢坂副座長〕

- ・第三者機関の監査になるのか。行政評価を含めた監査的な仕組みということか。

〔笠原委員〕

- ・そういうことではない。今説明があったように、現在の北見市にも、市長の政策として外部委員による行政評価委員会を設置してやっている。

- ・そうした市長部局内での行政評価も外部評価委員会も同じだが、そうしたものの位置付けを考え直してはどうかということ。

〔杉本委員〕

- ・今の位置付けのままであれば、市長が替わると無くなることになる。

〔逢坂副座長〕

- ・そうであれば、条例の中でその辺の位置付けをしたらどうなのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・財政運営自体は法令があるので公表されないということは有り得ない。最低限定められたものがある。総合計画も法令に基づいた計画なので絶対に策定しなければならないが、今のところ、行政評価だけにはそのような規定がない。

〔杉本委員〕

- ・3項目に行政評価委員会を設置することを入れておかなければならないのでは。

〔中山座長〕

- ・苫小牧市の条例では「市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するように努めるものとする」とあるが、このような項目を入れた方が良いということ。
- ・行政評価に関しては、まず「数値を用いる」などという具体的な手法を記述した方が良いということと「市民に分かりやすい形で公表する」という言葉を付け加える。そして、第1項と第2項の間に、市民や専門家等による外部評価の仕組みを整備するように努めるという条文を加えることにする。

〔笠原委員〕

- ・それから、先ほども言ったが「総合計画に基づく」というような文言を入れてもらった方が分かりやすいと思う。第1項の「市長等は」の次で構わないが、総合計画に基づく数値目標という形にしたら良い。

〔水口委員〕

- ・「分かりやすい」という言葉を盛んに使っているが、実践はとても難しいことだと感じる。

～検討内容のまとめ～

第18条（総合計画）

第1項 北見市の総合計画には実施計画を含んではいないので、書き方を修正。

第3項 「市長等は総合計画の進行管理を適正に行い」の後に「その状況を公表する」ことを規定し、「必要に応じて」の部分は再協議する。

「緊急を要するもの」という文章の項の追加について次回協議。

追加項目 総合計画とその他の計画等との整合性に関して、多治見市の第7項、神原私案の第16条第5項の条文をベースに条文を作成。

第19条（財政運営）

第1項 たたき台のとおり。

第2項 「財政運営の透明性を確保する観点（視点）から、市民に分かりやすい資料の作成、公表を行うものとする」とする。

たたき台の第2項を第3項とする（条文の変更なし）

第 20 条（行政評価）

第 1 項 「市長等は」の次に「総合計画に基づいて、数値を用いるなど」を加え、文末に「結果を分かりやすく公表する」ことを加える

第 2 項 外部評価委員会の設置を規定する

たたき台の第 2 項を第 3 項とする（条文の変更なし）

次回の会議について

〔事務局～企画課長〕

- ・次回会議は、4月27日に開催する予定。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。